

津市監第528号  
平成26年8月18日

津市長 前 葉 泰 幸 様

津市監査委員 高 松 和 也  
津市監査委員 駒 田 修 一  
津市監査委員 安 藤 友 昭  
津市監査委員 伊 藤 康 雄

平成25年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見について（提出）

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第22条第1項の規定に基づき審査に付された平成25年度津市健全化判断比率及び資金不足比率の審査意見について、別添のとおり提出します。

平成 25 年 度

津市健全化判断比率及び資金不足比率  
審 査 意 見 書

津 市 監 査 委 員

# 目 次

## 《健全化判断比率・資金不足比率の概要》

第1 健全化判断比率の概要	1
第2 資金不足比率の概要	4

## 《平成25年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見》

第1 審査の対象	5
第2 審査の期間	5
第3 審査の方法	6
第4 審査の結果	6
1 健全化判断比率	7
(1) 実質赤字比率	7
(2) 連結実質赤字比率	9
(3) 実質公債費比率	12
(4) 将来負担比率	14
2 資金不足比率	16
(1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率	16
(2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率	18
(3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率	19
(4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率	20
(5) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率	21
(6) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率	22
(7) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率	23

## 凡 例

- 1 文中及び表中に用いる健全化判断比率及び資金不足比率の算定に係る数値は、算定要領上の端数処理により表示しているため、平成 25 年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書及び平成 25 年度津市公営企業会計決算審査意見書に表示した数値と一致しない場合がある。
- 2 表中の符号の用法は、次のとおりである。
  - 「－」・・・該当比率がないもの
  - 「△」・・・負数のもの
  - 「P」・・・パーセンテージ間の差引数値

## 健全化判断比率・資金不足比率の概要

### 第1 健全化判断比率の概要

#### 1 実質赤字比率

$$\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「一般会計等の実質赤字額」は、一般会計及び特別会計のうち普通会計に相当する会計における実質赤字額である。

「実質赤字額」は、繰上充用額（形式赤字額＋（制度上の繰越額－未収入特定財源の額））、支払繰延額及び事業繰越額の合計額である。

#### 2 連結実質赤字比率

$$\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模の額}}$$

「連結実質赤字額」は、次のイとロの合計額が、ハとニの合計額を超える場合において、その超える額である。

イ 一般会計及び公営企業（法適用企業・法非適用企業をいう。以下同じ。）

以外の特別会計における実質赤字額の合計額

ロ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の不足額の合計額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 「解消可能資金不足額」は、事業の性質上、事業開始後一定期間、構造的に資金の不足額が生じる場合に、資金の不足額から控除する一定の額

ハ 一般会計及び公営企業以外の特別会計における実質黒字額の合計額

※ 「実質黒字額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額を超える場合は、その超える額

ニ 公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの）における資金の剰余額の合計額

※ 法適用企業の「資金の剰余額」は、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）が、流動負債の額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

※ 法非適用企業の「資金の剰余額」は、歳入額（繰越財源の額を除く。）が、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額を超える場合は、その超える額

### 3 実質公債費比率

$$\text{実質公債費比率 (3 か年平均)} = \frac{(\text{地方債の元利償還金} + \text{準元利償還金}) - (\text{特定財源} + \text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「準元利償還金」は、次のイからホまでの合計額

イ 満期一括償還地方債について、償還期間を 30 年とする元金均等年賦償還した場合における 1 年当たりの元金償還金相当額

ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの

ハ 一部事務組合等への負担金等のうち一部事務組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの

ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの

ホ 一時借入金の利子

「基準財政需要額算入額」は、地方債の元利償還金・準元利償還金に係る普通交付税額の算定に用いる基準財政需要額に算入される額として総務省令で定めるところにより算定した額（将来負担比率について同じ。）

### 4 将来負担比率

$$\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金の額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模の額} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})}$$

「将来負担額」は、次のイからチまでの合計額

イ 一般会計等の平成 25 年度末における地方債の現在高

ロ 債務負担行為に基づく支出予定額

- ハ 一般会計等以外の特別会計の地方債の償還に充てるための一般会計等の負担見込額
- ニ 一部事務組合等の地方債の償還に充てるための負担見込額
- ホ 退職手当支給予定額のうち一般会計等の負担見込額
- ヘ 地方公共団体が設立した一定の法人の負債の額等のうち当該法人等の財務・経営状況を勘案した一般会計等の負担見込額
- ト 連結実質赤字額
- チ 一部事務組合等の連結実質赤字額相当額のうち一般会計等の負担見込額

「充当可能基金の額」は、イからへまでの負担見込額等に充当可能な基金の額

「特定財源見込額」は、イからニまでの負担見込額等に充当可能な特定歳入見込額

## 5 参 考

### (1) 早期健全化基準

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成 19 年政令第 397 号。以下「財政健全化法施行令」という。）第 7 条で定める財政の早期健全化（財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平成 25 年度の決算に係る健全化判断比率のいずれかが、健全化判断比率ごとに定められた早期健全化基準以上である場合（財政再生基準以上である場合を除く。）は、財政健全化計画を定めなければならない。

### (2) 財政再生基準

財政健全化法施行令第 8 条で定める財政の再生（財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図ることをいう。）を図るべき基準で、平成 25 年度の決算に係る実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率（以下「再生判断比率」という。）のいずれかが、再生判断比率ごとに定められた財政再生基準以上である場合は、財政再生計画を定めなければならない。

## 第2 資金不足比率の概要

### 1 資金不足比率

$$\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模の額}}$$

「資金の不足額」（公営企業の特別会計（宅地造成事業以外のもの））は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「資金の不足額」は、流動負債の額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、流動資産の額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

※ 法非適用企業の「資金の不足額」は、歳出額と、建設改良費等以外の経費の財源に充てる地方債の現在高の合計額が、歳入額（繰越財源の額を除く。）を超える場合は、その超える額から解消可能資金不足額を控除した額

「事業の規模の額」は、公営企業ごとに次のとおり算定した額

※ 法適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益の額から受託工事収益の額を控除した額

※ 法非適用企業の「事業の規模の額」は、営業収益に相当する収入の額から受託工事収益に相当する収入の額を控除した額

### 2 参 考

経営健全化基準は、財政健全化法施行令第19条で定める公営企業の経営の健全化を図るべき基準で、平成25年度の決算に係る資金不足比率が、経営健全化基準以上である場合は、経営健全化計画を定めなければならない。



# 平成 25 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率審査意見

## 第 1 審査の対象

審査の対象は、次の平成 25 年度津市健全化判断比率及び資金不足比率並びにこれらの比率の算定の基礎となる事項を記載した書類（以下「算定基礎書類」という。）である。

### 1 健全化判断比率

- (1) 実質赤字比率
- (2) 連結実質赤字比率
- (3) 実質公債費比率
- (4) 将来負担比率

### 2 資金不足比率

- (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率
- (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率
- (3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率
- (4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率
- (5) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率
- (6) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率
- (7) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

## 第 2 審査の期間

### 1 健全化判断比率

健全化判断比率の審査の期間は、平成 26 年 8 月 6 日から同年 8 月 15 日までである。

### 2 資金不足比率

資金不足比率の審査の期間は、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）を適用する公営企業（以下「法適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、平成 26 年 6 月 26 日から同年 8 月 15 日まで、同法を適用しない公営企業（以下「法非適用企業」という。）の特別会計に係る資金不足比率については、同年 7 月 16 日から同年 8 月 15 日までである。

### 第3 審査の方法

審査の方法は、健全化判断比率及び資金不足比率について、主に次の諸点に着眼し、算定基礎書類の数値の根拠となる資料により照合審査するとともに、関係職員の説明を求め、平成25年度津市一般会計・特別会計歳入歳出決算及び平成25年度津市公営企業会計決算の審査の結果も参考とした。

- 1 健全化判断比率及び資金不足比率は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号。以下「財政健全化法」という。）に基づき適正に算定されているか。
- 2 算定基礎書類に記載された数値は、正確に算定されているか。
- 3 算定過程における判断は、客観的妥当性を有するものであるか。

### 第4 審査の結果

健全化判断比率及び資金不足比率並びに算定基礎書類の審査の結果は、次に記載したとおりである。

## 1 健全化判断比率

### (1) 実質赤字比率

#### ア 審査の結果

実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認められた。

表 1 実質赤字比率 (単位：%)

決算年度		実質赤字比率	早期健全化基準 (注 1)	財政再生基準 (注 2)
平成 25 年度		—	11.25	20.00
参	平成 24 年度	—		
考	増 減	—		

(注 1) 財政健全化法施行令第 7 条第 1 号ハに定めるところにより算定した数値

(注 2) 財政健全化法施行令第 8 条第 1 号ハに定める数値

#### イ 審査の概要

実質赤字比率は、一般会計等（津市一般会計、津市土地区画整理事業特別会計及び津市住宅新築資金等貸付事業特別会計をいう。以下同じ。）の実質赤字額（繰上充用額、支払繰延額及び事業繰越額の合算額）を、標準財政規模の額（臨時財政対策債発行可能額を含む。以下同じ。）で除して得た数値となる。

審査に付された実質赤字比率は、実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、繰上充用額について見ると、一般会計等相互間の繰入れ・繰出しによる重複額を控除した純計による歳入の合計額は 1,077 億 38 万 6 千円、歳出の合計額は 1,052 億 9,453 万 1 千円で、形式収支額は 24 億 585 万 5 千円となる。

そして、形式収支額から平成 26 年度へ繰り越すべき財源（以下「繰越財源」という。）5 億 4,775 万円（継続費逓次繰越額及び繰越明許費繰越額の合計額 14 億 8,024 万 2 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債等）の合計額 9 億 3,249 万 2 千円を差し引いた額）を控除した額は 18 億 5,810 万 5 千円となり、

繰上充用額は生じていない。

次に、支払繰延額・事業繰越額について見ると、支払繰延額はなく、事業繰越額は22万6千円であることから、18億5,810万5千円（形式収支額から繰越財源の額を控除した額）から事業繰越額を控除した実質収支は18億5,787万9千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

なお、実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 実質収支額の状況 (単位：千円・%)

区	分	金額等
一般会計等の歳入合計額 (A)		107,700,386
一般会計等の歳出合計額 (B)		105,294,531
形式収支額 (C) (A) - (B)		2,405,855
繰越財源の額 (D) (E) + (F) - (G)		547,750
	継続費通次繰越額 (E)	8,479
	繰越明許費繰越額 (F)	1,471,763
	未収入特定財源の額 (G)	932,492
形式収支額 - 繰越財源の額 (H) (C) - (D)		1,858,105
支払繰延額・事業繰越額 (I)		226
実質収支額 (J) (H) - (I)		1,857,879
内 訳	津市一般会計	2,645,359
	津市土地区画整理事業特別会計	△813,940
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	26,460
標準財政規模の額 (K)		67,006,267
	うち臨時財政対策債発行可能額	5,422,251
実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (J) ÷ (K)		2.77

## (2) 連結実質赤字比率

### ア 審査の結果

連結実質赤字比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 連結実質赤字比率 (単位：%)

決算年度		連結実質赤字比率	早期健全化基準 (注 1)	財政再生基準 (注 2)
平成 25 年度		—	16.25	30.00
参考	平成 24 年度	—		
	増 減	—		

(注 1) 財政健全化法施行令第 7 条第 2 号ハに定めるところにより算定した数値

(注 2) 財政健全化法施行令第 8 条第 2 号ハに定める数値

### イ 審査の概要

連結実質赤字比率は、一般会計等及び一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計（津市棕本財産区特別会計を除く。以下同じ。）における実質赤字額と公営企業の特別会計における資金の不足額の合計額が、これらの会計の実質黒字額と資金の剰余額の合計額を超える場合、その超える額（これを「連結実質赤字額」という。）を、標準財政規模の額で除して得た数値となる。

審査に付された連結実質赤字比率は、連結実質赤字額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、これらの算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

まず、一般会計等については、実質赤字比率で見たように、実質収支は 18 億 5,787 万 9 千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、一般会計等以外の特別会計のうち公営企業以外の特別会計について見ると、津市モーターボート競走事業特別会計等の 4 特別会計（表 2 参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は 1,045 億 1,146 万 4 千円、歳出の合計額は

1,037億39万3千円で、形式収支額は8億1,107万1千円となる。

そして、繰越財源の額、支払繰延額及び事業繰越額はなく、実質収支は8億1,107万1千円の黒字となり、実質赤字額は生じていない。

次に、公営企業の特別会計について見ると、まず、法適用企業の特別会計は、津市水道事業会計等の4特別会計（表2参照）が対象となるが、これらの特別会計の、流動資産の合計額は76億2,412万9千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、流動負債の合計額は9億8,005万1千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はないことから、66億4,407万8千円の剰余額が生じることになる。

さらに、法非適用企業の特別会計は、津市簡易水道事業特別会計等の3特別会計（表2参照）が対象となるが、これらの特別会計の歳入の合計額は120億2,843万3千円で、繰越財源の額3,902万7千円（繰越明許費繰越額10億6,387万7千円から未収入特定財源（国・県支出金及び地方債）の合計額10億2,485万円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は119億8,940万6千円となり、一方、歳出の合計額は119億6,314万1千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債の現在高はないことから、2,626万5千円の剰余額が生じることになる。

したがって、公営企業の特別会計の実質収支は66億7,034万3千円の剰余額が生じることになり、資金の不足額は生じていない。

以上のとおり、これらの会計を連結した実質収支は93億3,929万3千円の黒字となり、連結実質赤字額は生じていない。

なお、連結実質収支額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 連結実質収支額の状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等	
(注) 一般 会計 等	津市一般会計	1,848,568	
	津市土地区画整理事業特別会計	1	
	津市住宅新築資金等貸付事業特別会計	9,310	
	合 計	1,857,879	
特別 会計	津市モーターボート競走事業特別会計	12,484	
	津市国民健康保険事業特別会計	363,448	
	津市介護保険事業特別会計	389,987	
	津市後期高齢者医療事業特別会計	45,152	
	合 計	811,071	
公営 企業 の 特別 会計	法 適 用 企 業	津市水道事業会計	6,043,549
		津市工業用水道事業会計	125,785
		津市駐車場事業会計	209,445
		津市農業共済事業会計	265,299
		小 計	6,644,078
	法 非 適 用 企 業	津市簡易水道事業特別会計	23,349
		津市農業集落排水事業特別会計	407
		津市下水道事業特別会計	2,509
		小 計	26,265
	合 計		6,670,343
	連結実質収支額 (A)		9,339,293
	標準財政規模の額 (B)		67,006,267
うち臨時財政対策債発行可能額		5,422,251	
連結実質収支額の標準財政規模の額に対する比率 (A) ÷ (B)		13.93	

(注)純計ではない。

### (3) 実質公債費比率

#### ア 審査の結果

実質公債費比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、実質公債費比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 実質公債費比率 (単位：%・P)

決算年度	実質公債費比率	早期健全化基準 (注 1)	財政再生基準 (注 2)	
平成 25 年度	8.9	25.0	35.0	
参 考	平成 24 年度			9.8
増 減				△0.9

(注 1) 財政健全化法施行令第 7 条第 3 号に定める数値

(注 2) 財政健全化法施行令第 8 条第 3 号に定める数値

#### イ 審査の概要

実質公債費比率は、地方債の元利償還金のほか、元利償還金に準ずるもの（以下「準元利償還金」という。）を含めた実質的な公債費相当額から充当可能特定財源の額及び地方債の元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額（以下「基準財政需要額算入額」という。将来負担比率について同じ。）を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値の 3 か年の平均値となる。

実質公債費比率は、平成 24 年度と比較すると、0.9 ポイント低下しているが、その要因は、標準財政規模の額の増加などにより、実質公債費比率の算定上の分母となる額が 3 億 2,918 万 3 千円増加するとともに、地方債の元利償還金などの減少により、分子となる額が 3 億 1,744 万円減少したためである。

なお、実質公債費比率の算定状況を示すと表 2 のとおりとなる。



表 2 実質公債費比率の算定状況

(単位：千円・%)

区 分	年 度		
	平成 25 年度	平成 24 年度	平成 23 年度
公債費相当額 (A) (B) + (C)	16,390,510	16,544,735	17,323,434
地方債の元利償還金(繰上償還等を除く)(B)	11,070,072	11,457,632	12,219,517
準元利償還金(C)	5,320,438	5,087,103	5,103,917
充当可能特定財源の額(D)	2,036,505	2,063,246	2,378,315
基準財政需要額算入額(E)	9,654,861	9,464,905	9,361,176
公債費相当額 - (充当可能特定財源の額 + 基準財政需要額算入額)(F) (A) - {(D) + (E)}	4,699,144	5,016,584	5,583,943
標準財政規模の額(G)	67,006,267	66,487,128	66,228,474
うち臨時財政対策債発行可能額	5,422,251	5,145,261	5,100,130
標準財政規模の額 - 基準財政需要額算入額(H) (G) - (E)	57,351,406	57,022,223	56,867,298
実質公債費比率(単年度) (F) ÷ (H)	8.2	8.8	9.8
実質公債費比率(3か年平均)	8.9		

#### (4) 将来負担比率

##### ア 審査の結果

将来負担比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

なお、将来負担比率は、早期健全化基準未満である。

表 1 将来負担比率 (単位：%・P)

決算年度		将来負担比率	早期健全化基準(注)
平成 25 年度		51.8	350.0
参	平成 24 年度	52.2	
考	増 減	△0.4	

(注)財政健全化法施行令第 7 条第 4 号ロに定める数値

##### イ 審査の概要

将来負担比率は、本市の債務のほか、津市土地開発公社の負債額等を対象に、本市の一般会計等における将来負担を明らかにしようとするもので、その算定方法は、将来負担額から充当可能財源等の額を控除した額を、標準財政規模の額から基準財政需要額算入額を控除した額で除して得た数値となる。

将来負担比率は、平成 24 年度と比較すると、0.4 ポイント低下しているが、その要因は、標準財政規模の額の増加などにより、将来負担率の算定上の分母となる額が 3 億 2,918 万 3 千円増加するとともに、地方債の現在高の増加などにより将来負担額が 11 億 2,123 万 3 千円増加したものの、基準財政需要額算入見込額の増加などにより充当可能財源額が 12 億 1,023 万 5 千円増加したことにより、分子となる額が 8,900 万 2 千円減少したためである。

なお、将来負担比率の算定状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表2 将来負担比率の算定状況

(単位：千円・%)

区 分		金 額 等
将 来 負 担 額	地方債の現在高	94,580,758
	債務負担行為に基づく支出予定額	3,803,556
	公営企業債等繰入見込額	72,809,497
	一部事務組合等負担見込額	69,000
	退職手当負担見込額	24,236,348
	設立法人の負債額等負担見込額	2,037,407
	連結実質赤字額	0
	一部事務組合等連結実質赤字額負担見込額	0
	小 計 (A)	197,536,566
の 充 当 可 能 財 源 等	充当可能基金の額	26,367,477
	特定財源見込額	26,624,634
	基準財政需要額算入見込額	114,824,147
	小 計 (B)	167,816,258
将来負担額－充当可能財源等の額 (C) (A)－(B)		29,720,308
標準財政規模の額 (D)		67,006,267
	うち臨時財政対策債発行可能額	5,422,251
基準財政需要額算入額 (E)		9,654,861
標準財政規模の額－基準財政需要額算入額 (F) (D)－(E)		57,351,406
将来負担比率 (C)÷(F)		51.8

## 2 資金不足比率

### (1) 津市水道事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率(表 1 参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度		資金不足比率	経営健全化基準(注)
平成 25 年度		—	20.0
参考	平成 24 年度	—	
	増 減	—	

(注)財政健全化法施行令第 19 条に定める数値。以下同じ。

#### イ 審査の概要

資金不足比率は、資金の不足額を、事業の規模の額で除して得た数値となる(以下各会計に係る資金不足比率について同じ)。

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市水道事業会計決算における流動資産の額は 67 億 4,812 万 4 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、流動負債の額は 7 億 457 万 5 千円で、これに合算すべき建設改良費等以外の経費に充てるための地方債(以下「算入地方債」という。)の現在高はないことから、60 億 4,354 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区	分	金額等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C)	6,748,124
	流動資産の額 (B)	6,748,124
	控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F)	704,575
	流動負債の額 (E)	704,575
	控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G)	6,043,549
事業の規模の額 (I)		5,865,263
資金の剰余額の事業の規模の額に対する比率 (以下各会計に係る資金不足比率について「資金の剰余率」という。)	(H) ÷ (I)	103.04

## (2) 津市工業用水道事業会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率(表1参照)及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成25年度	—	20.0
参考 平成24年度	—	
増減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成25年度津市工業用水道事業会計決算における流動資産の額は1億3,141万8千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、流動負債の額は563万3千円で、算入地方債の現在高はないことから、1億2,578万5千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表2のとおりとなる。

表2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A)	(B) - (C) 131,418
流動資産の額 (B)	131,418
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D)	(E) - (F) 5,633
流動負債の額 (E)	5,633
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H)	(A) - (D) - (G) 125,785
事業の規模の額 (I)	22,723
資金の剰余率	(H) ÷ (I) 553.56

### (3) 津市駐車場事業会計に係る資金不足比率

#### ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 25 年度	—	20.0
参考 平成 24 年度	—	
増 減	—	

#### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市駐車場事業会計決算における流動資産の額は 2 億 2,146 万 9 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、流動負債の額は 1,202 万 4 千円で、算入地方債の現在高はないことから、2 億 944 万 5 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	221,469
流動資産の額 (B)	221,469
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	12,024
流動負債の額 (E)	12,024
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	209,445
事業の規模の額 (I)	231,482
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	90.48

(4) 津市農業共済事業会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 25 年度	—	20.0
参考 平成 24 年度	—	
増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市農業共済事業会計決算における流動資産の額は 5 億 2,311 万 8 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、流動負債の額は 2 億 5,781 万 9 千円で、算入地方債の現在高はないことから、2 億 6,529 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金額等
流動資産相当額 (A) (B) - (C)	523,118
流動資産の額 (B)	523,118
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
流動負債相当額 (D) (E) - (F)	257,819
流動負債の額 (E)	257,819
控除すべき未払金等の額 (F)	0
算入地方債の現在高 (G)	0
資金の剰余額 (H) (A) - (D) - (G)	265,299
事業の規模の額 (I)	156,572
資金の剰余率 (H) ÷ (I)	169.44



(5) 津市簡易水道事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 2 5 年 度	—	20.0
参 平 成 2 4 年 度	—	
考 増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市簡易水道事業特別会計決算における歳入額は 8 億 3,453 万 9 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、歳出額は 8 億 1,119 万円で、算入地方債の現在高はないことから、2,334 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位：千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A) (B) - (C)	834,539
歳入額 (B)	834,539
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	811,190
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F) (A) - (D) - (E)	23,349
事業の規模の額 (G)	53,617
資金の剰余率 (F) ÷ (G)	43.55

(6) 津市農業集落排水事業特別会計に係る資金不足比率

ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位: %)

決 算 年 度	資 金 不 足 比 率	経 営 健 全 化 基 準
平 成 2 5 年 度	—	20.0
参 平 成 2 4 年 度	—	
考 増 減	—	

イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市農業集落排水事業特別会計決算における歳入額は 5 億 5,724 万 6 千円で、そこから控除すべき繰越財源の額はなく、一方、歳出額は 5 億 5,683 万 9 千円で、算入地方債の現在高はないことから、40 万 7 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況 (単位: 千円・%)

区 分	金 額 等
歳入相当額 (A)	(B) - (C) 557,246
歳入額 (B)	557,246
控除すべき繰越財源の額 (C)	0
歳出額 (D)	556,839
算入地方債の現在高 (E)	0
資金の剰余額 (F)	(A) - (D) - (E) 407
事業の規模の額 (G)	126,011
資金の剰余率	(F) ÷ (G) 0.32

## (7) 津市下水道事業特別会計に係る資金不足比率

### ア 審査の結果

資金不足比率（表 1 参照）及びその算定基礎書類は、財政健全化法の定めるところにより、適正に算定されたものであると認めた。

表 1 資金不足比率 (単位：%)

決算年度	資金不足比率	経営健全化基準
平成 25 年度	—	20.0
参 平成 24 年度	—	
考 増 減	—	

### イ 審査の概要

審査に付された資金不足比率は、資金の不足額が生じていないものとして、「該当比率がない」ことを意味するものであるが、算定項目の数値が適正に算定されているかを審査した。

平成 25 年度津市下水道事業特別会計決算における歳入額は 106 億 3,664 万 8 千円で、繰越財源の額 3,902 万 7 千円（繰越明許費繰越額 10 億 6,387 万 7 千円から未収入特定財源（国・県支出金、地方債等）の合計額 10 億 2,485 万円を差し引いた額）を控除すると、歳入相当額は 105 億 9,762 万 1 千円となり、一方、歳出額は 105 億 9,511 万 2 千円で、算入地方債の現在高はないことから、250 万 9 千円の剰余額が生じることとなり、資金の不足額は生じていない。

なお、資金の剰余額の状況を示すと表 2 のとおりとなる。

表 2 資金の剰余額の状況

(単位:千円・%)

区	分	金額等
歳入相当額 (A)	(B) - (C)	10,597,621
	歳入額 (B)	10,636,648
	控除すべき繰越財源の額 (C)	39,027
	繰越明許費繰越額 (D)	1,063,877
	未収入特定財源の額 (E)	1,024,850
歳出額 (F)		10,595,112
算入地方債の現在高 (G)		0
資金の剰余額 (H)	(A) - (F) - (G)	2,509
事業の規模の額 (I)		2,736,900
資金の剰余率	(H) ÷ (I)	0.09